

定住促進新婚世帯新居費用助成事業補助金

(結婚新生活支援事業補助金)

内灘町では、若年世帯の定住促進および少子化対策を図るため、新居費用や引越し費用を支払った新婚世帯に対して、補助金を交付します。

対象者の要件

- 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- 新婚世帯の年間所得が400万円未満であること。
- 婚姻日において夫婦ともに39歳以下であること。
- 町税等の滞納がない方。

補助金額

- 婚姻に伴う新たな住居の取得・賃借費用、引越し費用を助成します。(上限額30万円)
※事業主から貸与を受けた住宅(社宅、官舎または寮など)、申請者以外が契約を締結した住宅、申請者の三親等以内の親族が所有または居住する住宅を除く。

対象費用

- 新居購入費、建築費、家賃(共益費含む最初の1か月分)、敷金、礼金、仲介手数料、引越し費用のうち、令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払われたもの。

申請手続き

① 交付申請 (申請者)

結婚新生活開始日(婚姻日または対象住居への移動日のいずれか遅い方の日)から4か月以内に、内灘町定住促進新婚世帯新居費用助成事業補助金交付申請書(様式第1号)により申請してください。

※ただし、申請期限は令和4年3月31日

<交付申請書の添付書類>

- 夫婦の記載のある戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- 世帯全員の住民票の写し
- 所得証明書その他新婚世帯の総所得が分かる書類
- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(当該奨学金の貸与を受けている場合)
- 離職票(結婚を機に離職した場合)
- 対象住居の売買、工事請負に係る契約書および領収書等の写し(住居を購入または新築した場合)
- 対象住居の賃貸借契約書および領収書等の写し(住居を賃貸している場合)
- 引越し費用の領収書等の写し
- 給与所得のある世帯員の住宅手当支給証明書(様式第2号)

② 交付決定 (町)

交付申請書の書類を審査の上、交付決定通知書を送付します。

③ 補助金の請求 (申請者)

内灘町定住促進新婚世帯新居費用助成事業補助金請求書(様式第4号)により請求してください。

④ 補助金の交付 (町)

現金を指定口座に振込みます。

※申請書類は下記申請窓口で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申請窓口・問い合わせ先

内灘町役場 都市整備部 企画課
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
TEL 076-286-6727 FAX 076-286-6709
E-mail kikaku@town.uchinada.lg.jp